

よくある質問 (Q&A)

Q1. 事業年度が1月1日～12月31日の法人ですが、8月20日に事業所を新発田市からA市に移転しました。その際の法人市民税はどのように計算しますか？

A. 均等割額

1月1日～8月20日の期間分を新発田市に申告して下さい。この場合、7か月と20日になりますが、20日分は切り捨てになり、7か月となります。

例：5万円の場合 $5万円 \times 7か月 \div 12か月$

※例外として、その事業年度内に新発田市に事業所があった期間が1か月に満たない場合のみ切り上げとなり、1か月として計算します。

法人税割額

1月1日～12月31日の期間で新発田市とA市で按分して計算します。それぞれの従業者数の計算は、次のようになります。

・新発田市 7月末日の従業員数 $\times 8か月 \div 12か月$

・A市分 12月末日の従業員数 $\times 5か月 \div 12か月$

※小数点以下が出た場合は切り上げて1人として計算します。また、月数の半端日数は切り上げて計算します。

Q2. 今年、新発田市に事業を新たに開設しました。予定申告をする場合、どのように計算するのでしょうか？

A. 開設初年度の予定申告では、前事業年度の法人税割は新発田市分としては存在しないので0円となります。均等割のみ、税率 \times 算定期間中の事務所を有した月数 $\div 12$ の計算で算出します。

Q3. 新発田市に事務所等を設置しましたが、均等割の算定期間はいつからですか？

A. 通常は営業を開始した時点で物的要素、人的要素を満たすと考えられますので、「営業を開始した時」になります。

Q4. 「収益事業」とは何ですか？

A. 法人税法上、収益事業とは、販売業、製造業、不動産の貸付その他の法人税法施行令5に列記されている事業をさし、継続して事業所を設けて営まれるものをいいます。大部分の社会通念上の営業行為が含まれています。収益事業にあたるかどうか疑問な事業内容については、管轄の税務署にお問い合わせください。

Q 5. 法人市民税の「事務所等」について教えてください。

- A. 事務所等に該当するには人的設備、物的設備、事業の継続性の三要件を備えている必要があります。人的設備とは事業活動に従事する自然人をいいます。物的設備とは事業が行なわれるのに必要な土地、建物、機械設備、事務設備などをいいます。事業の継続性については、2、3か月程度の一時的な事業の現場事務所・仮小屋等は該当しません。また、そこで事業が行われていれば、直接、収益や所得が発生していなくても事務所に該当します。例えば、単に商品の引渡しなどをする場合でも、相当の人的物的設備を備えていれば事務所等に該当します。

下記のものは事業所等に該当しません。

- ・出張所を社員の自宅におき、他に事務所を備えず、かつ、社員自ら事務を処理しており、その社員以外に事務員がいない場合→例：新聞社通信部、保険代理店
- ・電車、バス等の停留所
- ・バスの車庫に運転手等を宿泊させている場合の車庫
- ・建設工事の現場事務所連絡又は打ち合わせのみを行い、明らかに半年未満の設置の場合

Q 6. 会社を休業しましたが、新発田市に何か連絡が必要ですか？

- A. 新発田市には、法人設立・設置（新設）・異動申告書に休業の旨を記載し提出してください。それ以降の均等割の申告は必要ありません。また、事業再開後はその旨を記載し、提出してください。ただし、休業中の均等割の取扱いは市町村によって違うため、他市町村の場合はご確認ください。